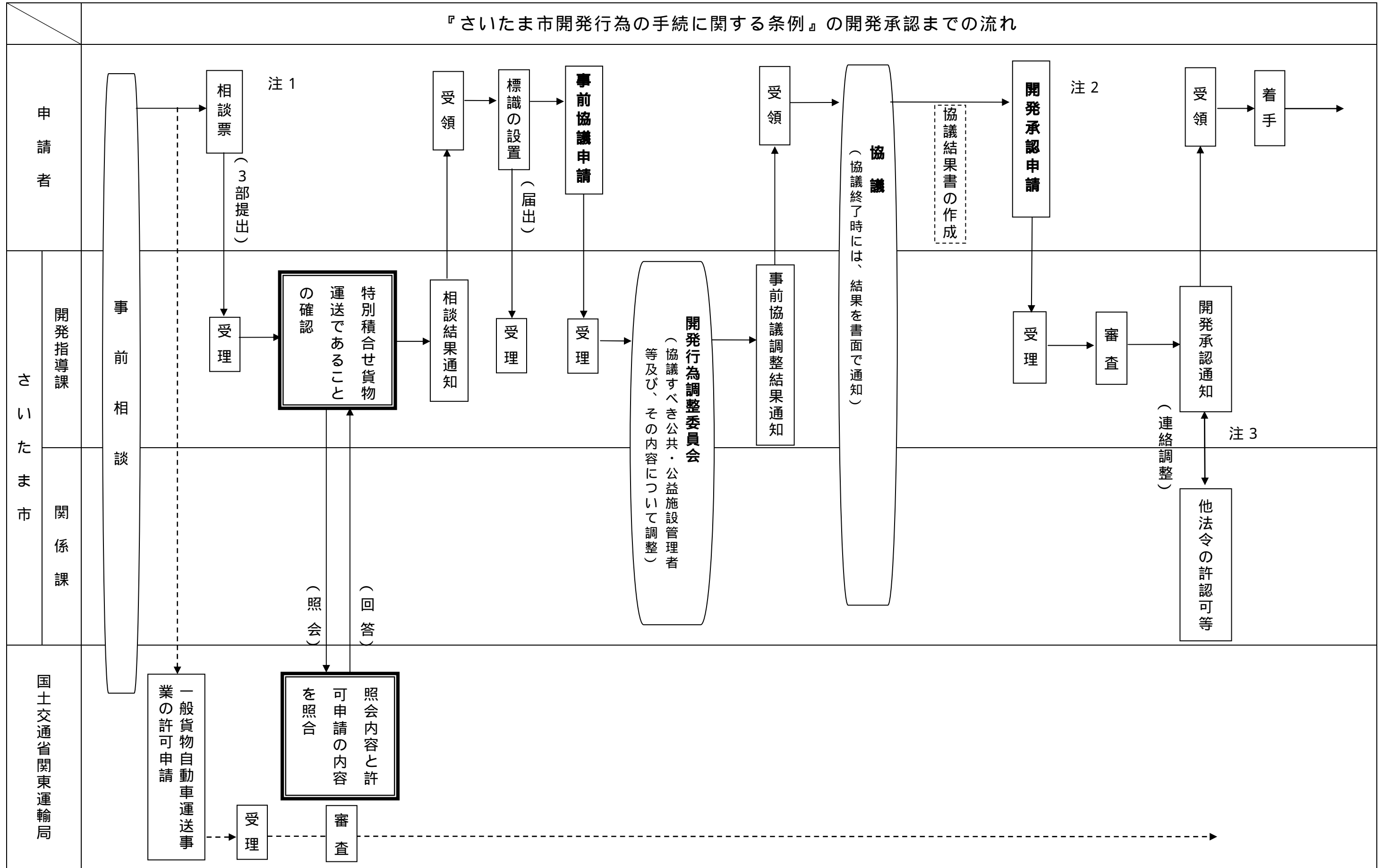


特別積合せ貨物運送事業に係る開発行為の手続フロー図

『さいたま市開発行為の手続に関する条例』の開発承認までの流れ



注1：『中高層建築物及び大規模開発等に係る紛争防止及び調整に関する条例』の手続きが必要になる場合があります。

注2：開発行為又は建築等に関する証明（適合証明）が必要な場合は、この後に提出願います。

注3：貨物自動車運送事業法以外の他法令による許認可がある場合は、関係課と連絡調整をとり、並行処理とします。（例：農地法による農地転用許可等）